

年金と特別給付金(国債)あり。

① 年金は「戦傷病者戦没者等遺族  
撫養法」により毎年  
年金額が改定されることになり  
~~年金法~~ 適用法令により  
異なってくる。

② 特別給付金は5年(理由国債)

本件新法は

特給法  
遺族法  
遺族給付法

年金受給者  
人

- ① 引揚者給付金
- ② 戦没者妻特別給付金
- ③ 戦没者遺族
- ④ 戦傷病者の妻
- ⑤ 戦没者遺族特別給付金

④は10万と5万とがあり、償還期間10年の国債

⑤は3万第10年

② 20万第10年 → 38年増額、60万

③ 10万第5年 → 30万

「(X)か」として

二、此外は「未帰還者留學家族援護法」の  
別、遺骨の発見は既に降下遺族に

対し、加給俸の基に、現在に

養學料 22,000 円

引取り経費 3,500 円

の支給を中止した。

昭和45年度当時

養學料 10,000 円

引取り経費 3,500 円

本件所費は 援護局庶務課